

○関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特定用途免税）</p> <p>第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一 国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）若しくは教育用のフィルム（撮影済みのものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品</p> <p>二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品</p> <p>三 慈善又は救済ゆつのために寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のものうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの</p>	<p>（特定用途免税）</p> <p>第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一 国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）若しくは教育用のフィルム（撮影済みのものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品</p> <p>二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品</p> <p>三 慈善又は救済ゆつのために寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のものうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの</p>

別表関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、
第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状の○四 ○二・一〇粉状、粒状その他の固 形状のもの（脂肪分が全重量の一 ・五％以下のものに限る。） 一 （省略） 二 その他のもの (一) 小学校、中学校（中等教育 学校の前期課程を含む。） 、夜間において授業を行う 課程を置く高等学校（中等 教育学校の後期課程を含む 。）、特別支援学校若しく は幼稚園の児童、生徒若し くは幼児、政令で定める児 童福祉施設の児童又は児童 福祉法（昭和二十二年法律 第百六十四号）第六条の三 第九項、第十項若しくは第	一キログラムにつ き四六六円

別表関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九
条の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状の○四 ○二・一〇粉状、粒状その他の固 形状の もの（脂肪分が全重量の一・五％ 以下のものに限る。） 一 同上 二 その他のもの (一) 小学校、中学校（中等教育 学校の前期課程を含む。） 、夜間において授業を行う 課程を置く高等学校（中等 教育学校の後期課程を含む 。）、特別支援学校若しく は幼稚園の児童、生徒若し くは幼児又は政令で定める 児童福祉施設の児童の給食 の用に供されるもの（以下 この項において「学校等給	一キログラムにつ き四六六円

十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

(二) (省略)

食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

(二) (省略)

○相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

（相続税の非課税財産）

第十二条 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

一・二 （略）

三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続又は遺贈により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

四〇六 （略）

2 （略）

（贈与税の非課税財産）

第二十一条の三 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一・二 （略）

三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

四〇六 （略）

2 （略）

改 正 後	改 正 前
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 四 略</p> <p>四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産</p> <p>四の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）</p> <p>四の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産</p> <p>四の五 四の七 略</p> <p>四の八 第四号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 四 略</p> <p>四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>四の三 四の六 略</p> <p>四の七 第四号から第四号の四までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福</p>

の用に供する不動産で政令で定めるもの

2・3 略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇八の二 略

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産（第十号の四に該当するものを除く。）
、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産（同号に該当するものを除く。）並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

九の二 略

十 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第十号の八までにお

社事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

2・3 略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇二の四 略

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

九の二 略

十 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第十号の六までにお

いて同じ。)が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産

十の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの(次号に該当するものを除く。)

十の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する固定資産

十の五 略

十の六 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一项に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

十の七 略

十の八 第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の九 略

十一 第九号の二から第十号の八までに掲げる固定資産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十一の二〇 略

いて同じ。)が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の三 略

十の四 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

十の五 略

十の六 第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の七 略

十一 第九号の二から第十号の六までに掲げる固定資産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十一の二〇 略

十八 略

十九 四十三 略

3 7 略

8 市町村は、地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下この項において同じ。）が所有する固定資産（当該固定資産を所有する地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。及び公立大学法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

9 及び 10 略

（事業所税の非課税の範囲）

第七百一条の三十四 指定都市等は、国及び非課税独立行政法人並びに法人税法第二条第五号の公共法人（非課税独立行政法人であるものを除く。）に対しては、事業所税を課することができない。

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定す

十七の二 略

十八 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第十条第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十九 四十三 略

3 7 略

8 市町村は、非課税地方独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）及び公立大学法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

9 及び 10 略

（事業所税の非課税の範囲）

第七百一条の三十四 指定都市等は、国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第二条第五号の公共法人（非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人であるものを除く。）に対しては、事業所税を課することができない。

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金

る認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第二項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に対しては、事業所税を課することができない。

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一及び二 略

三 博物館法第二条第一項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設（第十号の四に該当するものを除く。）

四 略

十の二 児童福祉法第六条の三十第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設

十の三 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

十の四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園

十の五 略

十の六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設

十の七 第十号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第二項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に対しては、事業所税を課することができない。

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一及び二 略

三 博物館法第二条第一項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設

四 略

十の二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの

十の三 略

十の四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設

十の五及び十の六 削除

十の七 第十号から第十号の四までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十の八〇二十九 略

4〇7 略

(都市計画税の非課税の範囲)

第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

もの

十の八〇二十九 略

4〇7 略

(都市計画税の非課税の範囲)

第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2 （略）

3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を第一項に規定する申告書の提出期限までに特定公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。次項において同じ。）のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した場合には、当該支出により当該支出をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

4 10 （略）

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 学校法人（私立学校法） 昭和二十四年法律第二百七十四号（第六十四号） 第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記 三 自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。）若しくは同法第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 同上	同上	一 同上 二 同上 三 自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

五の二 公益社団法人 益財団法人	一の二 五 省略	
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人	省略	
<p>一 自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範圍）に規定する学校又は同法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第一百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校をいう</p>	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定め	<p>十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>四 自己の設置運営する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p>

五の二 同上	一の二 五 同上	
同上	同上	
同上	同上	
第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付が		

<p>十 社会福祉法人</p>	<p>六〇九の二 省略</p>		<p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</p>	<p>の認定等に関する法律</p>
<p>一 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（第三号に掲げる登記を除く。）</p> <p>二 自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園</p>		<p>。の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>三 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添</p>	<p>る書類の添付があるものに限る。</p>

<p>十 同上</p>	<p>六〇九の二 同上</p>		<p>同上</p>	
<p>一 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 同上</p>		<p>二 自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに</p>	<p>あるものに限る。</p>

<p>十二 宗教法人</p>	<p>十一 省略</p>	
<p>宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）</p>		
<p>一 専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記</p> <p>二 自己の設置運営する学校</p>		<p>に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>付があるものに限る。</p>

<p>十二 同上</p>	<p>十一 同上</p>	
<p>同上</p>		
<p>二 同上</p>		
<p>第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定め</p>		<p>限る。</p>

<p>二十一日 日本私立学 校振興・共 済事業 団</p>	<p>十三 二十 省 略</p>			<p>（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>る書類の添付があるものに限り。</p>
<p>日本私立 学校振興 ・共済事 業団法（ 平成九年 法律第四 十八号）</p>				<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第</p>	<p>第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを</p>

<p>二十一 上</p>	<p>十三 二十 同上</p>			<p>三 自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>る書類の添付があるものに限り。</p>
<p>同上</p>				<p>一 同上</p> <p>二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第</p>	<p>同上</p>

二十二～二十四 省 略		
	<p>六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校並びに学校法人が設置運営する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園を含む。</p> <p>（ ）の校舎等の所有権又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利を目的とする抵当権の設定の登記</p> <p>三 日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号（業務）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。</p>

二十二～二十四 同 上		
	<p>三 同上</p>	<p>六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校を含む。</p> <p>（ ）の校舎等の所有権又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利を目的とする抵当権の設定の登記</p>

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

別表第一（第六条関係）

一〇六（略）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ（略）

八〇十（略）

十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供

ロ〇二（略）

十二・十三（略）